

平成 28 年 3 月 4 日

各 位

外国投資法人名	iシェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー
代表者名	ディレクター バリー・オドワイアー
管理会社名	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (管理会社コード 13614)
代表者名	ディレクター バリー・オドワイアー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 濃川 耕平 (TEL. 03-6250-6200)

iシェアーズ 新興国債券ETF (バークレイズLocal EM国債コア) (銘柄コード 1362)に関する
議決権行使にかかる関連書類について

当社は、平成 28 年 2 月 9 日に iシェアーズ 新興国債券ETF (バークレイズLocal EM国債コア) (銘柄コード 1362)に関する議決権行使基準日設定、ならびにその行使についてのお知らせにて適時開示を行いました。その際、別紙として、iシェアーズ 新興国債券ETF (バークレイズLocal EM国債コア) の受託有価証券となる外国ETFにかかる投資証券決済方式改善案にかかるスキーム・ミーティングおよび臨時投資主総会 (以下併せて「本総会等」といいます。) の招集通知 (原文) を添付いたしました。その参考訳を、別紙の通り開示いたします。なお、本参考訳は、本議決権行使につき備置する関連書類に追加されます。

別紙 本総会等の招集通知 (参考訳)

以上

本書は重要です。直ちに内容をご確認ください。

どのような行動をとったらよいのかについてご不明の場合は、お使いの投資証券ブローカー、販売員、会計士、その他の専門アドバイザーにご相談ください。

i シェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー
(変動資本金をもちファンド毎に債務が分割されたアンブレラタイプの投資会社としてアイルランドで登記済み)

国際証券集中保管機関決済モデルの提案

投資証券決済方式改善案の提案

スキーム・ミーティングの通知

臨時投資主総会の通知

2016年2月8日付

本投資法人の投資証券をすでにご売却もしくは譲渡されている場合は、本書を、購入者もしくは譲渡先に、あるいは売却もしくは譲渡を仲介した株式ブローカー、銀行その他の代理人に、購入者もしくは譲渡先に対して速やかに送付がなされるように、直ちにお渡しください。

登録事務所: JPMorgan House, I.F.S.C., Dublin 1, Ireland.

会社登録番号: 452278

取締役: Paul McNaughton (会長); Paul McGowan; Teresa O'Flynn;
Barry O'Dwyer; Karen Prooth (英国人)

目次

	ページ
定義	3
第1部 会長挨拶	6
第2部 投資証券決済方式改善案	20
第3部 投資証券決済方式改善案の条件	24
第4部 スキーム・ミーティングの通知	25
第5部 臨時投資主総会の通知	27
スキーム・ミーティングの委任状書式	
臨時投資主総会の委任状書式	

定義

「会社法」	アイルランド 2014 年会社法
「公認参加者」	公認参加者としてマーケットメーカーまたはブローカーとして当社に登録され、それ故にファンド内の投資証券を（即ち発行市場において）当社に直接販売または当社から直接買い戻すことができるマーケットメーカーまたはブローカー
「取締役会」	その時点での当社の取締役会
「営業日」	アイルランドの銀行が一般銀行業務のために営業する日（土日またはアイルランドの公休日を除く）
「中央銀行」	アイルランド中央銀行
「案内」	2016 年 2 月 8 日付の本文書
「シティヴィック」	シティヴィック・ノミニーズ・リミテッド
「共通預託機関」	シティバンク・ヨーロッパ・パブリック・リミテッド・カンパニー
「当社」	i シェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー
「CREST システム」	ユーロクリア英国&アイルランドが所有する決済システム
「CREST 預託持分」	原証券に関連した CREST メンバーの権利を示すユーロクリア英国&アイルランドが（子会社を通じて）発行する英国法証券。ICSD モデルとの関係においては、CREST 預託持分はユーロクリア銀行 S.A./N.V.を通じて保有される関連ファンドに関わる投資証券の持分を示す
「CSDs」 （および各「CSD」）	ICSDs 以外の現地証券集中保管機構（CREST システム、ユーロクリア・オランダ、クリアストリームバンキング AG（フランクフルト）、SIS セガインターセトル AG、モンテティトリを含むがこれらに限定されない）
「現行モデル」	複数の証券取引所において非 ICSD ファンドが上場され売買される、複数の現地の証券集中保管機構についての決済を行う、非 ICSD ファンドの既存決済モデル。証券集中保管機構は、CREST システム、ユーロクリア・オランダ、クリアストリームバンキング AG（フランクフルト）、SIS セガインターセトル AG、モンテティトリを含む（がこれらに限定されない）
「取締役」	その時点での当社の取締役会
「発効日」	スキームがその条件に従って有効になる日時
「除外投資証券」	どちらのケースにおいても本案内の日以前、当日または本案内の日以降に発行されている、(i) iShares Emerging Europe Local Government Bond UCITS ETF、iShares Emerging Latin America Local Govt Bond UCITS ETF、iShares Euro Corporate Bond BB-B UCITS ETF、iShares Global Aggregate Bond UCITS ETF、iShares MSCI Frontier Markets 100 UCITS ETF、iShares MSCI Saudi Arabia Capped IMI UCITS ETF、iShares MSCI Target Europe ex-UK Real Estate UCITS ETF、および iShares Short Duration EM Local Government Bond UCITS ETF、ならびに(ii)販売から ICSD モデルを用いるその他のあらゆるファンド、における一部またはすべての参加投資証券

「臨時投資主総会」または「EGM」	前回のスキーム・ミーティングが終了または延期され次第、早期に開催される予定の、スキームに関連して開催される当社の臨時投資主総会（およびそのすべての延会）
「委任状書式」	スキーム・ミーティングの委任状書式と臨時投資主総会の委任状書式、または「委任状書式」はそのどちらかを意味する
「ファンド」	誤解を避けるために、かかるファンドの持分すべてが償還される、iShares EURO STOXX 50 UCITS ETF (Acc)、iShares Developed World ex-UK UCITS ETF、iShares MSCI Europe ex-EMU UCITS ETF、iShares S&P 500 UCITS ETF (Acc)、および iShares MSCI Canada UCITS ETF を除く、当社のサブファンド（関連するサブファンド内の全投資証券クラスを含むものとする）
「グローバル投資証券証書」	会社設立契約書と定款および会社の英文目論見書に従って発行される、ICSD モデルを用いるあらゆるファンド投資証券の権利を証明する証書
「高等法院」	アイルランドの高等法院
「高等法院審理」	スキームの検討、および該当する場合は、認可のための高等法院の審理
「国際証券集中保管機構」または「ICSD」	ユーロクリア銀行 S.A.および/またはクリアストリームバンキング S.A.（ルクセンブルク）
「ICSD モデル」	当社が採用を提案する本案内の第1部に記載されている、国際証券集中保管機構（ICSD）決済モデル
「非 ICSD ファンド」	ICSD モデルを用いないファンド（および、本案内の日においてまたはその後に発行されたものであれ、かかるファンドのあらゆるクラスのすべての投資証券）
「アイルランド標準時間」	1971 年標準時間（修正）法および 1925 年夏季時間法において定められているアイルランド標準時間
「参加投資証券」または「投資証券」	当社の資本における無額面の参加投資証券
「メンバー登録簿」	当社に関して、その登録がすべてのファンドに関して維持される当社メンバーの登録簿を意味する
「会社登記」	アイルランドにおける会社登記
「スキーム」	高等法院が承認または課すあらゆる変更、追加または条件に伴い、または包括的にこれらに従い、当社およびシティヴィックが合意する、本案内の第2部で述べている会社法第9部第1章の下での投資証券決済方式改善案の提案
「スキーム・ミーティング」	スキームが（修正の有無にかかわらず）合意されることを提案する決議の検討および議決のために会社法第 450 条に従って、取締役会の決議によって開催されるスキーム投資主の総会（およびそのすべての延会）
「スキーム命令」	スキームを承認する会社法 453 条(2)(c)に基づく高等法院の命令
「スキーム投資証券」	(i)本案内の日に発行されている参加投資証券

(ii)案内の日の後および議決記録時間の前に発行されたすべての参加投資証券、ならびに、

(iii)議決記録時間またはその後および発効日の前までに発効されたすべての参加投資証券

除外された投資証券を除いたもの

「スキーム投資主」 スキーム投資証券の登録保有者

「投資主」または「保有者」 参加投資証券の登録保有者

「投票記録時間」 2016年3月22日の午前7時（アイルランド標準時間）または、スキーム・ミーティングおよび/または臨時投資主総会が延会される場合、延会予定日前日の午前7時（アイルランド標準時間）

第1部 – 会長挨拶

iシェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー

2016年2月8日付

投資主の皆様、

当社取締役は、すべてのファンドの投資証券取引の決済を国際証券集中保管機関（「ICSD」）制度（「ICSD モデル」）にて集中化のご提案を皆様に差し上げたいと存じます。本案内の日付時点において、iShares Emerging Europe Local Government Bond UCITS ETF、iShares Emerging Latin America Local Govt Bond UCITS ETF、iShares Euro Corporate Bond BB-B UCITS ETF、iShares Global Aggregate Bond UCITS ETF、iShares MSCI Frontier Markets 100 UCITS ETF、iShares MSCI Saudi Arabia Capped IMI UCITS ETF、iShares MSCI Target Europe ex-UK Real Estate UCITS ETF、および iShares Short Duration EM Local Government Bond UCITS ETF はすでに ICSD モデルを用いており、または該当する場合は、販売時点において当該モデルを使用します。

ICSD モデルの主要な利点は、複数の証券取引所で執行される取引についての、ユーロクリア銀行 S.A./N.V.（「ユーロクリア」）およびクリアストリームバンキング S.A.（ルクセンブルク）（「クリアストリーム」）（国際証券集中保管機関）での集中決済を提供することです。これにより、投資家にとって流動性がより高く、流動性欠如がより少なくなることが期待されています。また、取引の決済のためのより長い時間枠と、複数の CSD 間で手作業で投資証券を移動させる必要性の極小化を実現する、ICSD 制度内に上場投資信託（「ETF」）をプールすることにより、ICSD モデルが決済時間の改善をもたらすことも期待されています。

背景

ファンドは ETF であり、その投資証券は現在、欧州内の複数の証券取引所に上場されています。ほとんどの証券取引所は独自の CSD を有しています。複数の証券取引所にまたがる汎欧州ベースでの投資証券の取引と決済は、様々な CSD 間の投資証券の移動を必要とし、複雑で費用と時間がかかっています。加えて、非 ICSD ファンドは現在、複数の決済制度（例：単一 ISIN モデルおよび 2 段 ISIN モデル）を採用しています。取締役は、ICSD モデルが、投資家に流動性とスプレッドの改善をもたらす、決済プロセスにおけるリスクを低減することが見込まれる、より整合された集中決済制度を提供すると考えています。

非 ICSD ファンドを ICSD モデルに変更することで、発効日時点で存在するすべてのファンドが 1 つの一貫した決済制度に持ち込まれます。これらのファンドのための決済制度を利用することがよりシンプルになることも見込まれています。

提案

当社は現行モデルの代わりに、高等法院によって審理され、2016年5月から9月の間の時点において施行されることが見込まれている、会社法に基づく投資証券決済方式改善案（本案内の第2部にて説明されるスキーム）に従い、ICSD モデルを採用することを提案致します。スキームの発効日は、以下の「結果の公表」というタイトルのセクションにて定められているとおりに発表および公表されます。

ICSD モデルが採用された場合（即ち発効するスキームを通じて）、当社の法的な投資主構成に変更が生じることになります。ただし、投資証券における受益権を有する投資家は引き続き、ICSD モデルのもとで、同一ファンドの同数投資証券の受益権を保有します。ICSD モデルの採用により、ファンドへの投資の管理方法が変更されることはありません。

ICSD モデルと現行モデル間の違い

現在、非 ICSD モデルのファンドについては、ユーロクリア英国&アイルランドと一定の CSD（例：クリアストリームバンキング AG（フランクフルト））が運営する CREST システムに口座を保有する投資家のみ、当社のメンバー登録簿における投資主とすることができます。それゆえ、非 ICSD ファンドの当社のメンバー登録簿に基づく投資主は、（ほとんどが名義人会社および証券保管銀行および限られた人数の個人である）ユーロクリア英国&アイルランド（CREST システム）、並びに CSD またはその名義人（「現行モデル」）における、様々な認定参加者およびその他の口座保有者の名義人から構成されています。ユーロクリア英国&アイルランド（CREST システム）に口座を保有せず、かつ CSD ではない投資家の大半は、名義人およびその他の仲介人を通じて投資証券を保有していません。つまり、ほとんどの投資家が投資証券の法的所有権を有しない受益権所有者となっています。

ICSD モデルの下では、投資証券は単一の投資主、すなわち（共通預託機関（つまりシティバンクヨーロッパ plc）の名義人である）シティヴィックの名称下で、グローバル投資証券証書によって証明され、当社のメンバー登録において登録されます。シティヴィックが登録投資主の権利からの利益を享受する一方で、シティヴィックはかかる権利の利益を共通預託機関に還元します。つまりシティヴィックは、すべての当社の投資主総会の通知と当社が発行する案内および当社から受領したすべての分配を共通預託機関に還元し、共通預託機関からの議決指示に従って、その保有する投資証券について議決します。そして、共通預託機関はかかる権利の利益に関連する ICSD に還元します。関連する ICSD は次に、ICSD の参加者との契約合意の条件に準じ、かかる権利の利益を参加者に還元します。ICSD モデル下では、ICSD の参加者でない投資家は、現行モデル下で投資家が取引し決済する予定の市場における CSD の参加者であるブローカーまたはその他の仲介人を使用する方法と同様に、ICSD の参加者であるブローカー、名義人、証券保管銀行またはその他の仲介人を使って、取引および決済する必要があります。ICSD モデル内で保有している利益の流れはそれゆえに、現行モデル下での既存の名義人アレンジと類似したものになります。

当社のメンバー登録簿に登録されている既存のスキーム投資主にとって、スキーム投資証券の現在の所有は、上記説明のとおり、共通預託機関の名義人を通じて法的所有から受益権に変わります。ユーロクリアまたはクリアストリームのどちらかに口座を保有または開設されている場合は、ご希望されれば、ユーロクリア英国&アイルランド（CREST システム）に保管されているスキーム投資証券を ICSD に移管することができます。その一方で、ユーロクリア英国&アイルランドは現在 ICSD に口座を保有していることから、引続き（CREST 預託利益によって）ユーロクリア英国&アイルランドを通じて、CREST システム内でスキーム投資証券の受益権を保有することもできます。

当社のメンバー登録簿に投資主として登録されていないものの、投資証券の受益権を保有している投資家は、ICSD モデルの採用後に引続き同じファンドの同数投資証券の受益権を保有します。

認定参加者は引続き ICSD モデル下で、（現行モデル下での場合と同様に）当社と直接取引を行い、指示します。

当社にとって、現行モデルと ICSD モデルの主な違いは、登録上の投資主とメンバー登録における登録に関わる点です。現行モデル下では、ユーロクリア英国&アイルランド（CREST システム）並びに CSD またはその名義人における認定参加者とその他の口座保有者の名義人数は、当社のメンバー登録において投資主として登録されています。他方、ICSD モデル下では、すべての投資家は共通預託機関を通じて代表されます。ファンド投資証券の唯一の登録保有者は共通預託機関の名義人であるシティヴィックとなります。共通預託機関は ICSD によって指定され、その保有は ICSD を通じて投資家の保有を代表します。

スキームが発効された場合、ICSD モデル下での決済に関する詳細な開示は、共通預託機関および原投資家間の相互作用の概要とともに、当社の英文目論見書に定められます。同様の説明は本案内の付属書類 A に記されています。

ICSD モデルの利点

（流動性の向上といった）上記にて概要説明された主な利点に加え、ICSD モデルには重要な投資証券取引の決済時間の改善を含む、数多くのその他のオペレーション上の長所があります。欧州が T+3 から T+2 の決済環境に移行しつつある中、決済プロセスの効率性強化はより一層重要になってきています。ICSD モデルは、その ICSD におけるより長い取引時間を通じた取引の突合および決済時間の延長、且つ複雑で費用と時間の要する CSD 間での移動を目的として、投資証券をアレンジしなければならない現行モデルのオペレーションの複雑さの改善を通じて、これを達成することができます。さ

らに、ICSD モデルは商品要件を緩和し、マーケットメーカーと仲介ディーラーの資本費用と諸経費を引き下げ、最終的には最終投資家の取引費用を低減することが見込まれています。ICSD モデルのその他の長所には、欧州にまたがる記録日手段の整理ならびに配当支払いのための外国為替機能の改善なども挙げられます。

また、ICSD モデルは投資証券のためのより効率的な証券貸出市場の創造にも寄与するでしょう。

投資証券決済方式改善案

シティヴィックの非 ICSD ファンドにおけるすべての投資証券利益の法的（但し受益的ではない）移管目的から、会社法に基づく投資証券決済方式改善案（本案内の第 2 部で説明されるスキーム）に従って、当社が ICSD を採用することを提案致します。

スキームはスキーム・ミーティングにおけるスキーム投資主による承認が必要となります。加えて、会社の投資主は EGM においてスキームの実施を承認する必要があります。スキームはまた、高等法院審理での高等法院の認可が必要となります。スキーム・ミーティングおよび EGM と、総会において議決されることが求められる承認の内容は、以下により詳細が記載されています。すべてのスキーム投資主は、スキーム認可の支持もしくは反対のために、高等法院の審理に直接出席する、または（自身の費用負担において）弁護士等を介して代理出席する権限を有します。

当社による ICSD モデルとスキームの採用は、（以下に要約されている）数多くの要件に従う必要があります。高等法院によるそういった要件および認可の充足を条件とし、スキームはスキーム命令で定められる日から効力を発生するものとし、それは 2016 年 5 月から 9 月の間の日付になる予定です（スキームの第 5 条 1.1 および第 5 条 1.2 に従うもの）。

スキームが有効になった場合、スキーム・ミーティングに出席したかどうかに関わらず、且つ議決の方法に関わらず（またはそもそも議決がなされたかどうかに関わらず）、その条件はすべてのスキーム投資主を拘束します。

条件

ICSD モデルの採用はスキームが有効となることが条件です。スキームの実施は以下の条件を前提とします：

- スキーム・ミーティング（またはその総会のあらゆる延会）における、保有者が保有する投資証券の価額の 4 分の 3（75 パーセント）またはそれ以上であること、かつ、直接または委任状により出席し議決する場合におけるスキーム投資主の過半数による承認
- EGM の開催通知で定められる決議が EGM（またはその総会のあらゆる延会）において必要な過半数によって正式に可決させること
- 会社法第 453 条(2)(c)に従ったスキームの（修正付き、または無しでの）高等法院による認可、およびスキーム命令の写しが、発効日またはその前までに会社法第 454 条に従って当社の登録機関に届けられること、および
- 高等法院の審理前に取締役がスキームの放棄、断念および/または撤回を決議しないこと。

同意と総会

スキームは、スキームの投資主（即ち、議決記録時間における非 ICSD ファンドの登録投資主）によってスキーム・ミーティングで承認されることを条件とします。

スキームの実施にはまた、別個の EGM における当社の投資主（即ち、議決記録時間における全ファンドの登録投資主を含む）の承認が必要となります。

スキーム・ミーティング

スキーム・ミーティングは、スキーム投資主がスキームを検討し、適切であると考えられる場合は、それを承認する目的から、2016年3月23日の午前10時40分（アイルランド標準時間）に開催されます。

スキーム・ミーティングにおいては、議決は挙手ではなく投票によって行われ、直接または委任状により出席するスキーム投資証券の各保有者は、保有する各スキーム投資証券につき 1 票の権利が与えられます。

スキーム・ミーティングで求められる承認は、スキームの承認を議決する者が直接または委任状により出席し投票するスキーム投資主の人数の単純過半数となっており、且つ、直接または委任状により出席し議決するスキーム投資主が保有するスキーム投資証券の価額の 4 分の 3 (75 パーセント) となっていなければなりません。

スキーム・ミーティングに関する通知は、付属の委任状書式とともに本案内の第 4 部に定められています。スキーム・ミーティングに出席し議決する権利および総会で投じられる議決数は、2016 年 3 月 22 日の午前 7 時 (アイルランド標準時間) である議決記録時間、またはスキーム・ミーティングが延期される場合は、延期されたスキーム・ミーティングの指定日前日の午前 7 時 (アイルランド標準時間) におけるメンバー登録を参照して決定されます。

上記に定められる議決基準目的のための各スキーム投資証券の価値は、議決記録時間時点のスキーム投資証券の純資産価格 (当該用語は会社定款に定められているとおり) となります。スキーム投資証券の基準通貨がユーロ以外の場合、かかるスキーム投資証券の純資産価格は、スキーム・ミーティングでの議決の目的上、議決記録時間の前営業日における WM/ロイターズの午後 4 時時点のレート (当該レートはファンドアドミニストレーターが通常使用する為替レート) によってユーロに換算され、ユーロ建てで表されます。

臨時投資主総会

加えて、以下の 2 つの決議を検討し、適切であると考えられる場合は、それを可決するために、EGM が 2016 年 3 月 23 日の午前 10 時 50 分 (アイルランド標準時間) (またはスキーム・ミーティングが終了または延期され次第直ちに) に開催されます。

決議 1:

「(案内において定義される) スキーム・ミーティングにおける (2016 年 2 月 8 日付けで当社の投資主宛てに発行される案内 (「案内」) において定義される) スキームの必要多数の承認に従い、当初の形式の、または高等法院が承認または課すあらゆる変更、追加または条件に従って、(その印刷版が本総会用に且つ総会の議長が署名する認証の目的のために作成される) スキームが承認され、当社の取締役が、スキーム発効にあたって必要または適切と考えるすべてのかかる行動を実施する権限が付与されること。」

決議 1 は当社の普通決議として可決されなければならない、それゆえ賛成として議決されるためには、EGM で投票される議決数の 50 パーセント超が求められます。

決議 2:

決議 2 は新しい当社の会社定款 (「定款」) を採択するためのものです。新定款は、本案内の付属書類 B に詳細記載されている、2013 年中央銀行 (監督および施行) 法 (第 48 条 (1)) (譲渡可能な証券への集団投資の実施) 2015 年規則に従った中央銀行の新要件の反映と、分類プロセスについて技術的変更の実施のための、既存の定款に対する数多くの修正を組み込みます。

決議 2 は当社の特別決議として可決されなければならない、それゆえ賛成として議決されるためには、EGM で投票される議決数の 75 パーセント超が求められます。

投資主が新定款の提案内容を確認したい場合は、その写しを閲覧することが可能です。決議 2 が EGM で可決された場合、新定款は EGM の終了後から発効し採択されます。

EGM で提議される 2 つの決議の中で、スキームの実施のために可決が必要とされるのは決議 1 のみです。

EGMに関する通知は、付属の委任状書式とともに本案内の第5部に定められています。EGMに出席し議決する権利および総会で投じられる議決数は、議決記録時間においてメンバー登録簿を参照することで決定されます。

高等法院の審理

当社は、スキーム認可についての高等法院審理に関する指図を2016年4月に高等法院に申請し、最終審理は2016年4月または5月に行われる見込みです。最終高等法院審理の日を知らせる旨の法的通知は、2016年4月の指図申請後に公表されます。各スキーム投資主は、スキーム認可の支持もしくは反対のために、高等法院の審理に直接出席する、または（自身の費用負担において）弁護士等を介して代理出席する権限を有します。

重要書類

スキームについての更なる情報は以下のとおり、本案内の以降箇所に定められています。

- 第2部 – 投資証券決済方式改善案
- 第3部 – 投資証券決済方式改善案の条件
- 第4部 – スキーム・ミーティングの通知
- 第5部 – 臨時投資主総会の通知

スキーム・ミーティングおよび/または（場合によって）EGM（またはその延会）に参加することが不可能で、スキーム・ミーティングおよび/または（場合によって）EGMで議決を希望するスキーム投資主または投資主のための委任状書式は、本案内の最後に定められています。

貴殿が議決記録時間において登録されたスキーム投資主である場合のみ、スキーム・ミーティングに出席し議決する権利を有し、貴殿が議決記録時間において当社の登録投資主の場合は、EGMに出席し議決する権利を有することにご留意ください。貴殿がブローカー/ディーラー/その他の仲介人を通じて当社に投資した場合は、該当の業者に連絡して議決権についてご確認ください。

iShares Emerging Europe Local Government Bond UCITS ETF、iShares Emerging Latin America Local Govt Bond UCITS ETF、iShares Euro Corporate Bond BB-B UCITS ETF、iShares Global Aggregate Bond UCITS ETF、iShares MSCI Frontier Markets 100 UCITS ETF、iShares MSCI Saudi Arabia Capped IMI UCITS ETF、iShares MSCI Target Europe ex-UK Real Estate UCITS ETF、およびiShares Short Duration EM Local Government Bond UCITS ETFの投資主は、これらのファンドがすでにICSDモデルを採用している、または、該当する場合は、設定後にICSDモデルを採用するため、スキーム・ミーティングにおいて議決する権利を有しないことが通知されます。ただし、iShares Emerging Europe Local Government Bond UCITS ETF、iShares Emerging Latin America Local Govt Bond UCITS ETF、iShares Euro Corporate Bond BB-B UCITS ETF、iShares Global Aggregate Bond UCITS ETF、iShares MSCI Frontier Markets 100 UCITS ETF、iShares MSCI Saudi Arabia Capped IMI UCITS ETF、iShares MSCI Target Europe ex-UK Real Estate UCITS ETF、およびiShares Short Duration EM Local Government Bond UCITS ETFの投資主を含むすべてのファンドの投資主は、EGMにおいて議決することができます。

取締役および取締役の利害関係に対してスキームが与える影響

現在の取締役氏名は以下に記載されています。現在の取締役氏名は以下に記載されています。以下記載の各人の住所は、アイルランド共和国、ダブリン1、国債金融サービスセンター、JPモルガン・ハウス、iシェアーズ III plc 気付 (c/o iShares III plc, JPMorgan House, International Financial Services Centre, Dublin 1, Ireland) となっています。

氏名

ポール・マクノートン
ポール・マクゴワン

バリー・オドワイアー
カレン・ブルース
テレサ・オブリン

[現在の取締役またはその被指名人は誰も、当社の投資証券資本について何らの持ち分も有していません。取締役のサービス契約または任命書は、スキームの実施または ICSD モデルの採用から利益を受けるという条件を一切包含していません¹。]

費用

スキームの準備、承認、実行の費用を含む、当投資法人が直接負担するスキームの費用は、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited) によって負担されることとなります。

税金

スキームの税効果に関する本目論見書の情報はすべてを網羅するものではなく、法的あるいは税的助言をなすものではありません。スキームの税効果は貴殿の課税上の地位や住所・居住地の税法により異なる場合があります。スキームの償還は貴殿の税法上の地位に影響する場合があります。課税される可能性のある司法管轄区におけるスキームの影響や投資証券の申し込み、購入、保持、交換、処理の影響については自身の専門家に相談するものとします。

付属書類 C は、ファンドが登録および/または上場されるいくつかの管轄権における、投資家の税法および税務の一定側面の簡潔な概要を明記しています。これは、本文書の日時点において現在有効な法律および実務および公式解釈に基づいており、すべて変更の対象となります。

推奨

取締役は、スキーム・ミーティングおよび EGM において提議される決議は、全体として当社とその投資主の最善の利益であると考えており、したがって、取締役は、貴殿がスキーム・ミーティングおよび EGM において決議に賛成の議決をしていただくよう、強く推奨致します。

結果の公表

スキーム・ミーティングおよび EGM (またはかかる延会) の結果は、ロンドン証券取引所のウェブサイト上の定期ニュースサービスを通じて発表され、それぞれの投資証券が上場されているその他の証券取引所の各管轄地において適切な方法で公表されます。(あらゆる延会の確認を含む) 結果は、関連する総会 (またはかかる延会) の翌営業日に www.ishares.com でも確認可能であり、電話では 0845 357 7000 (英国電話番号) (国際電話番号についてはウェブサイトをご参照ください) にて確認できます。加えて、スキームが結果的に高等法院によって認可された場合、当該事実および 2016 年 5 月から 9 月の間の日付になることが見込まれるスキームの発効日が、同様の方法にて発表および公表されます。スキームの発効予定日に何らかの変更が生じる場合、(もしあれば) 修正された日も同様の方法において発表および公表されます。

スキーム・ミーティングにおける決議の提議の可決、EGM における決議 1 の提議の可決、および高等法院によるスキームの認可を条件として、スキームの発効日から効力を有する形で当社の定款が更新されます。

敬具

ポール・マクノートン
会長

¹ 取締役によって確認。

付属資料 A

当社の英文目論見書に関わる開示

グローバル清算・決済

取締役は、ファンドの投資証券を電子化された（または非公式の）形で一般に発行せず、また一時的な権利証券や投資証券証券を発行しないことを決議しました。ただし国際証券集中保管機関²（ICSD）ファンドの投資証券の決済を行う認可清算機関³が求めるグローバル投資証券証券を除きます。ファンドは適切な国際証券集中保管機関を介して清算・決済の許可を申請しました。一般的なファンドの国際証券集中保管機関はユーロクリア（Euroclear）とクリアストリーム（Clearstream）であり、投資家の適切な国際証券集中保管機関は投資証券が取引される市場によって異なります。ファンドの全投資証券は最終的に国際証券集中保管機関で決済されるものの、利息は証券集中保管機関にて保管される場合があります⁴。各ファンドのグローバル投資証券証券、または該当する場合の各投資証券クラスは、共通預託機関（グローバル投資証券証券を保管する国際証券集中保管機関が定める機関）に預けられ、共通預託機関が指名した者（共通預託機関が指名したファンドの投資証券の名義人）の名義でユーロクリアとクリアストリームの代理人として登録され、ユーロクリアとクリアストリームを介して決済されます。グローバル投資証券証券が示す投資証券の利息は適用される法律や国際証券集中保管機関が発するあらゆる規則や手続きに則り譲渡できます。ファンドの投資証券の法的所有権は共通預託機関が指名した者にあります。

投資証券持分の購入者は当社の登録投資主になりませんが、当該投資証券の間接的な受益権を有し、参加者⁵である場合には、当該投資家の権利は国際証券集中保管機関との契約に従い、参加者でない場合には、参加者または参加者と取決めがあり該当する各名義人、仲介人、証券集中保管機関との取決めに従います。本英文目論見書のグローバル投資証券証券の所有者が行う行為に関わるすべての文言は、国際証券集中保管機関の参加者の指示を受けた当該機関による指示に従う証券集中保管機関が指名する登録投資主が行う行為を指します。本英文目論見書の配布、通知、報告、当該投資主への申し立てに関わるすべての文言は当該国際証券集中保管機関の手続きに則り参加者に頒布および周知されます。

国際証券集中保管機関

ファンドのすべての発行済み投資証券、または該当する場合の各投資証券クラスは、グローバル投資証券証券が表し、グローバル投資証券証券は共通預託機関によって保持され、国際証券集中保管機関の代理人として共通預託機関の指名する者の名義で登録されます。当該投資証券の受益権は適切な証券集中保管機関のその時点で有効な規則や手続きに従った場合にのみ譲渡できます。

投資証券の利息額を表す証書について、各参加者は、当該参加者の国際証券集中保管機関のみに準拠します。ある者の口座の当該投資証券の利息額については適切な国際証券集中保管機関が発行した証券や他の証書がその利息額を正確に証明する最終的かつ拘束力を有するものとなります。

各参加者は、当社が共通預託機関の指名する者に対して行う、あるいは共通預託機関が指名する者の指示に従う、当社が実施するグローバル投資証券証券から生じる他のすべての権利に関係する当該参加者への各支払いまたは分配の割当について、当該参加者の国際証券集中保管機関のみに準拠します。グローバル投資証券証券から生じる権利を参加者が行使する範囲や方法は、参加者の国際証券集中保管機関の各規則や手続きによって定められます。参加者は、当社が共通預託機関の指名する者に対して行う、あるいは共通預託機関が指名する者の指示に従う、当社が実施するグローバル投資証券証券が定める支払いまたは分配に関して当社、支払い代理人⁶、あるいは他の者（国際証券集中保管機関を除く）に対して直接請求をせず、それによって当社は当該義務から免除されるものとし、国際

² 「国際証券集中保管機関」または「ICSD」とは認可清算機関であり、ファンドが投資証券を発行する際に利用する国際証券集中保管機関決議機関であり、複数国家市場に通じる国際決済機関であり、ユーロクリアやクリアストリームが該当します。

³ 「認可清算機関」とはCRESTやユーロクリアといったアイルランド国税局が指名する認可清算機関です。

⁴ 「証券集中保管機関」とは個別の国家市場の国家決済機関である認可清算機関です。ファンドの証券集中保管機関は国際証券集中保管機関に参加します。ファンドの証券集中保管機関は国際証券集中保管機関に参加します。

⁵ 「参加者」は国際証券集中保管機関の名義人を指します。公認参加者、その指名を受けた者または代理人及びファンド株式を保有するものが含まれます。

⁶ 「支払い代理人」はファンドの支払い代理人として任命される者を指します。

証券集中保管機関は、当社、支払い代理人、あるいは他の者（共通預託機関を除く）に対して直接請求をしないこととします。

当社、あるいは当社が正当に委任した代理人は、(a)投資家の所有する投資証券持分の法定資格、(b)当該投資証券のその時点、あるいは以前の他の利害関係者の身元、(c)当該持分の種類、(d)適用される法律、あるいは定款に当社が準拠するために開示が必要となる他の事項に係る情報を投資家に提供するように適宜要求します。

当社、あるいは当社が正当に委任した代理人は、該当する国際証券集中保管機関に ISIN、ICSD 参加者名、ICSD 参加者型（例:ファンド・銀行・個人）、ICSD 参加者の住所、該当するユーロクリアとクリアストリームに参加者が保有する ETF と持株数（それぞれの当該参加者が保有するファンド種類、保有投資証券の種類、投資証券の持分等）、それぞれの当該参加者による議決権行使指図の詳細を含む（ただしこれらに限らない）各ファンドの投資証券持分を有する者に関する詳細を当社に提供するように適宜要求します。投資証券持分権を有する者、あるいは当該所有者の代理人として行動する者であるユーロクリアとクリアストリームの参加者は、ユーロクリアとクリアストリームの各規則や手続きに従い当社、あるいは当社が正当に委任した代理人に対して当該情報を開示することをユーロクリアとクリアストリームに同意します。同様に当社、あるいは当社が正当に委任した代理人は、証券集中保管機関に各証券集中保管機関が保持する各ファンドの投資証券、あるいは各ファンドの投資証券持分権についての詳細やそれらの投資証券、あるいは投資証券持分権を有する者についての詳細（所有者の型、住所、持株の数と型、各所有者による議決権行使指図を含むがこれらに限らない）を当社に提供するように適宜要請することができます。証券集中保管機関の投資証券や投資証券持分権を有する者、あるいは当該所有者の代理人として行動する者は、該当する証券集中保管機関の各規則や手続きに従い、当社、あるいは当社が正当に委任した代理人に当該情報を開示することを証券集中保管機関（ユーロクリア英国&アイルランド（Euroclear UK & Ireland）（CREST 機関）、SIS セガイインターセトル AG（SIS SegalInter-settle AG）、モンテティオリ（Monte Titoli）を含む）に同意します。

投資家には、当社、あるいは当社が正当に委任した代理人が要求・要請した情報を遅滞なく提供し、当該参加者、あるいは投資家の身元を当社、あるいは当社が正当に委任した代理人に提供することを該当の国際証券集中保管機関に対して同意することが要求されます。

総会の通知や関連文書は、共通預託機関が指名する者であるグローバル投資証券証券の名義人に対して当社から送達されます。各参加者は、当該参加者の国際証券集中保管機関や当該通知の送達と議決権行使を管理する適切な国際証券集中保管機関のその時点で有効な規則や手続きにのみ準拠します。参加者以外の投資家については、通知の送達と議決権の行使は国際証券集中保管機関の参加者（例えば該当する投資家の指名する者、仲介人、あるいは証券集中保管機関）との取決めに従うこととします。

国際証券集中保管機関を介する議決権行使

共通預託機関が指名する者は、当社の投資主総会について共通預託機関に遅滞なく通知し、当社が配布した関連文書を共通預託機関に伝える契約上の義務を負います。当該文書を受け取る共通預託機関は、次に当該通知や文書を適切な国際証券集中保管機関に伝える契約上の義務を負います。各国際証券集中保管機関は次に共通預託機関から受け取る通知を当該機関の規則や手続きに従い、当該機関の参加者に伝えます。取締役の理解するところでは、各国際証券集中保管機関はそれらの各規則や手続きに従い参加者から受け取るすべての議決を校合し、共通預託機関へ転送する契約上の義務を負い、当該共通預託機関は次に各国際証券集中保管機関から受け取るすべての議決を校合し、共通預託機関の指名する者へ転送する契約上の義務を負い、当該人は共通預託機関の議決権行使指図に従い投票する義務を負います。該当する国際証券集中保管機関の参加者ではない投資家は、当社の投資主総会の通知を受取、当該投資家の議決権行使指図を該当する国際証券集中保管機関に伝える目的から、その仲介人、名義人、証券保管銀行、あるいは他の仲介人（適切な国際証券集中保管機関の参加者、あるいは参加者と取決めがある者）を信頼する必要があります。

カウンターパーティー・リスク

共通預託機関や国際証券集中保管機関の不作為

国際証券集中保管機関を介して決済または清算する投資家は当社の登録投資主とはならず、当該投資証券の間接的な受益権を有し、参加者の場合には当該投資家の権利は、該当する国際証券集中保管機関との取決めに従うこととし、参加者ではない場合は国際証券集中保管機関の参加者（例:該当する名義人、仲介人、あるいは証券集中保管機関）との取決めに従うこととします。当社は、投資主総会を招集する際の通常のお知らせや関連文書を、共通預託機関が指名する者であるグローバル投資証券証書の名義人に頒布します。共通預託機関の指名する者は、共通預託機関の指名する者から受け取る当該通知を共通預託機関へ送る契約上の義務を負い、次に当該共通預託機関は、当該通知を該当する国際証券集中保管機関による任命条件に従い、当該国際証券集中保管機関へ送る契約上の義務を負います。当該国際証券集中保管機関は次に共通預託機関から受け取る通知をその規則や手続きに従いその参加者に送ります。共通預託機関は該当する国際証券集中保管機関からのすべての決議（当該国際証券集中保管機関から受け取る決議を反映する）を校合する契約上の義務を負い、共通預託機関は決議の指示に従い投票する義務があると取締役は理解しています。共通預託機関が決議の指示に従いその通知をすることを保証する権限は当社にはありません。当社は共通預託機関からの議決権行使指図を除いて、如何なる者からの議決権行使指図をも認めることはできません。

支払い

共通預託機関の指名する者による許可をもって公表された配当金や清算・強制弁済による受取金は、当社、あるいは当社が正当に委任した代理人（例:支払い代理人）が、該当する国際証券集中保管機関へ支払います。投資家が参加者である場合は、当社が支払う当該投資家の各配当金や清算・強制弁済による受取金の割当については、国際証券集中保管機関のみに準拠するものとし、当該投資家が参加者ではない場合は、当社が支払う当該投資家の投資に関する各配当金や清算・強制弁済による受取金の割当については各名義人、仲介人、あるいは証券集中保管機関（必要に応じて、該当する国際証券集中保管機関の参加者、あるいは参加者と取決めがある者）のみを信頼することとします。

投資家は、グローバル投資証券証書が示す投資証券に対する配当金支払いや清算・強制弁済による受取金に関して当社に直接請求をせず、当社は、共通預託機関の許可をもって該当する国際証券集中保管機関に支払いを行うことにより、当該義務から免除されることとします。

付属資料B

定款修正の提議

(本案内でその他定義されていない限り、または内容がその他要求しない限り、本付属資料Bで使われる定義された用語はすべて、定款内のものと同じ意味を有するものとします。)

- (a) 定款第 11 条(f)を以下のとおり変更することで、英文目論見書に定められる方法において投資証券を発行する当社の能力を明確にする。

証券取引所に上場されている参加投資証券に関し、投資証券の上場取引価格がその純資産価格を著しく上回ることがないよう確実にするため、関連する取引所のファンドの投資証券のあるクラスの終値が、最低10営業日連続で当該クラスの純資産価格の105パーセント（または取締役が決定する、より低いパーセンテージ）を上回った際は、マネージャーは(b)項の規定に関わらず、かかる状況における一投資家当たりの最低現金出資額が関連する英文目論見書に定められているものを下回らない限り、現金と引き換えに投資証券を発行することを~~行う。~~その判断において行うことができる。

- (b) 第 13 条に以下の条項を加え、更新された中央銀行の要件を反映させる。

本最大償還手数料は、総会にて投じられた議決の単純な過半数に基づき、または関連するクラスの全投資主による書面による決議に基づき、投資主の事前の承認なしに引き上げることはできない。償還手数料を引き上げる場合は、引き上げの実施前に合理的な通知期間が提供されるものとする。

- (c) 第 20 条(c)を以下のとおり変更することで、英文目論見書に定められている方法において現物償還する当社の権限を明確にする。

証券取引所に上場されている全投資証券に関し、投資証券の上場取引価格がその純資産価格を著しく下回ることがないよう確実にするため、関連する取引所のファンドの投資証券のあるクラスの終値が、最低10営業日連続で当該クラスの純資産価格の95パーセント（または取締役が決定する、より高いパーセンテージ）を下回った際は、マネージャーは(a)項の規定に関わらず且つ投資主の要請に応じて、上記記載のとおり上場ベースで投資主へ譲渡されていたであろう投資がマネージャーによって生産される条件に従って、かかるクラスの投資証券を償還することを~~を~~行いその判断において行うことができ、投資主は発生する費用を差し引いた利益を受領する。

- (d) 第 20 条(f)を以下のとおり変更することで、更新された中央銀行の要件を反映させる。

当社があらゆる取引日において、第25条に従い、如何なるファンドの純資産価格の10%以上の額に合計でなるような、償還または乗り換えの要請（マネージャーの判断により現金償還の要請を除外することができる）を受領した場合、関連するファンドの参加投資証券の償還または乗り換えにかかる各要請は、マネージャーの判断において且つかかる償還が今だ支払われていない範囲において、（現金償還を除くことがある）かかるすべての要請が関連するファンドの純資産価格の10%以上をカバーすることがないように、比例して減額されることがある。マネージャーによるこの能力の行使の理由によって効果が与えられない償還または乗り換えの要請の如何なる部分は、元の要請が完全に満たされるまで、あたかも要請が翌取引日およびそれに続く各取引日になされたかの如く取り扱われるものとする。~~ただし、常に、マネージャーによるこの能力の行使の理由によって満たされ続ける償還または乗り換えの要請は後者の要請に優先して順守されるものとする。~~

- (e) 以下のとおり第 59 条(b)を削除し第 57 条を修正することで、投資主総会の議決に付されるあらゆる決議が投票によってのみ決められることを反映させる。

如何なる投資主総会において、総会の議決に付される決議は、~~挙手の前にまたは、挙手の結果の宣言の時点で、投票が正式に要求されない限り、挙手によって決められるものとする。投票がそのように要求されない限り、決議が可決された、または満場一致もしくは特定の多数によ~~

~~つてで可決された、または否決された、または特定の多数によって可決されなかった旨の議長による宣言、および総会の議事録への当該結果の記入は、かかる決議に賛成または反対として記録される票の数または比率の証拠無しで、当該事実の決定的証拠となるものとする。投票の要求は、議長の同意がある場合のみに投票が行われる前に取り下げられることがある。そのように取り下げられた要求は、要求がなされる前に宣言された挙手の結果を無効化したものとみなされないものとする。投票によって決められるものとする。~~

投票は議長が指示する方法で行われ、議長は検査役（投資主である必要は無い）を指名し、投票の結果を宣言する時刻と場所を決定することができる。投票の結果は、投票が要求された総会の決議としてみなされるものとする。

- (f) 以下のとおり第 60 条を修正することで、投資主総会の投票に付されるあらゆる決議は、投票のみによって決められることを反映し、投票においては各投資主は一投資口当たり一票を有することを明確にする。

投票は直接または委任状のどちらかによってなすことができる。当面の間あらゆる投資証券クラスに付随する如何なる権利または制限に従って、挙手においては、直接または委任状によるすべての投資主は、一票を有するものとする。投票においては、直接または委任状によるすべての投資主は、本人が保有者であるすべての投資証券について一票を有するものとする。

- (g) 以下のとおり第 61 条を修正することで、投資主総会の投票に付されるあらゆる決議は、投票のみによって決められることを反映させる。

票が同数の場合、挙手であろうと投票であろうとに関わらず、挙手が行われる総会の議長投票が要求される総会の議長は、本人が有するその他の如何なる票に加え、票を投じる権利を有するものとする。

- (h) 以下のとおり第 63 条を修正することで、投資主総会の投票に付されるあらゆる決議は、投票のみによって決められることを反映させる。

精神異常の投資主、または精神障害に関する事項について管轄権を有するあらゆる裁判所によって命令が下された投資主は、挙手または投票であるかに関わらず、当該裁判所が指定するその委員、管財人、保護者またはその他の者によって、議決することができ、すべてのかかる委員、管財人、保護者またはその他の者は挙手または投票において、委任状によって議決することができる。議決権の行使を主張する者の権限を有する取締役の充足の証拠は、少なくとも、議決権が行使され当初は議決権が行使できない総会または延会の開催予定時間より前に取締役がその時々において決定する時間に、事務所または委任状書類の保管についての条項に従って規定されるその他の場所にて保管されるものとする。

- (i) 以下のとおり「関連当事者」についての定義を含むことで、更新された中央銀行の要件を反映させる。

「関連当事者」とは、マネージャーもしくはカストディアンおよびマネージャーもしくはカストディアンの代理人および代理人の下請（カストディアンが指定するあらゆる非グループ会社サブカストディアンは除く）およびマネージャー、カストディアン、代理人または代理人の下請のあらゆる関連会社またはグループ会社を指す。

および以下のとおり第 136 条を修正することで、更新された中央銀行の要件を反映させる。

アドミニストレーター等および関連当事者によるとの取引

アドミニストレーターである如何なる者、~~カストディアン、マネージャー~~およびアドミニストレーターのあらゆる関係者、~~またはカストディアンまたはマネージャー~~ または関連当事者は以下事項を行うことができる。

- (a) 当社の参加投資証券の所有者となりその者があたかもそういった者でないかの如く、参加投資証券を処分またはその他取引すること、または

- (b) その内容の資産が当社の資産に含まれている事実に関わらず、その者の個人口座において如何なる内容の資産の取引を行うこと、または
- (c) すべてのかかる取引から得られるまたは分割されるまたは関連する、あらゆる利益または利得についての、如何なるその他のかかる者、投資主、またはそれらの内のどれかに委託しなければならない当該の者無しで、当社の口座についてのカストディアン宛てまたはカストディアンからの資産の売却または購入において代理または本人として行動すること。ただし、かかる取引が投資主の最善の利益においてのものであり、~~通常~~の交渉された商業的条件に作用したかの如く実施される独立して行われる場合に限る。かかる取引は以下事項に従う。
- (i) 独立しており法的能力を有するカストディアン（またはカストディアンとの取引の場合は~~取締役~~マネージャー）が承認する認定評価、
- (ii) 組織化された投資取引所のルールに従ってかかる取引所で合理的に得られる最善の条件において執行される取引、または
- (iii) ~~(i)および(ii)が実用的でない場合、~~カストディアン(またはカストディアンとの取引の場合は~~取締役~~マネージャー) が満足する条件における執行が、かかる取引が投資主の最善の利益においてのものであり、~~通常~~の交渉された商業的条件に作用したかの如く実施される独立して行われる場合に限る。

付属資料 C

スキームの税効果に関する本英文目論見書の情報はすべてを網羅するものではなく、法的あるいは税的助言をなすものではありません。スキームの税効果は貴殿の課税上の地位や住所・居住地の税法により異なる場合があります。スキームの償還は貴殿の税法上の地位に影響する場合があります。課税される可能性のある司法管轄区におけるスキームの影響や投資証券の申し込み、購入、保持、交換、処理の影響については自身の専門家に相談するものとします。関係する税法についての我々の現在の解釈を以下の資料に示しますが、解釈が実質的に変わった場合には www.ishares.com の適切な国毎のページにて投資主に通知します。

本項は取引や職業上の過程で投資証券を保有する可能性がある金融トレーダー、あるいは他の投資家向けに税効果を扱うものではありません。当社に投資している生命保険会社の税効果についても扱うものではありません。

オーストリア

オーストリアの税務上では、本スキームはスキーム投資証券の実質的所有権について変更を生じさせるものではないはずですが、したがってスキーム自体によりオーストリアにて税金が生じることはないはずですが。

ベルギー

ベルギーの税務上では、本スキームは投資証券の法的所有権（ベルギーの法律にて解釈される）に関する変更を生じさせるものではないはずですが、なぜならシティヴィックは投資家のために、また投資家の代理として投資信託を保持するからです。したがってスキーム自体によりベルギーにて税金が生じることはないはずですが。

デンマーク

デンマークの税務上では、本スキームはファンドの課税上の地位に変更を生じさせるものではないとみなされるはずであり、よってデンマーク投資家への課税に変更はないはずですが。

デンマークの投資家は毎年公正価値基準にて課税されるので、本スキームによりデンマーク投資家の課税対象となる利得（まだ課税査定が終わってないもの）が生じることはないはずですが。

本スキームによりデンマークの譲渡税が生じることはないはずですが。

フィンランド

フィンランドの税務上では、CSD の変更は保管銀行の変更とみなされるはずであり、法的所有権の移転ではありません。したがってスキーム自体によりフィンランドにて税金が生じることはないはずですが。

フランス

フランス投資家がスキームの投資証券を名義人、または他の仲介人を通して保持する場合においては、そのような投資家の仲介人との委託に変更は生じないため、税効果は発生しないはずですが。

「メンバー登録簿」（注:現行モデルのユーロクリア英国&アイルランド（Euroclear UK & Ireland）（CREST 機関）に口座を所有するフランス投資家）に掲載されているフランス投資家は、フランスの税法上にてシティヴィックが代理人として投資証券を保持するための拡張委任を与えているとみなされるはずですが。よってシティヴィックがフランスの税法上にて当該投資家の名義で、そして代理人として行動するというに基づき、課税は生じないはずですが。

本スキームによりフランスの金融取引税が生じることはないはずですが。

ドイツ

ドイツ投資家がスキームの投資証券を名義人、または他の仲介人、またはクリアストリームバンキング AG（フランクフルト/メイン）が所持するグローバル・ベアラー証券（Global Bearer Certificate）（DE ISIN とともに）を通して保持する場合には、本スキームによりドイツ投資家のキャピタルゲイン税の支払い義務が生じることはないはずですが。

よって、本スキームによりドイツで印紙税、あるいは他の譲渡税が生じることはないはずです。

アイスランド

本スキームにより直接に投資証券の所有権を保持している（代理人またはその他の仲介人を含む）アイスランド投資家にとって、投資証券の識別表示や額面価格に変更が生じることはないはずであるため、投資家の例年の確定申告についての報告は変わりません。

つまり、アイスランドにおいては課税額が認識されません。本スキームによりアイスランドで印紙税が生じることはないはずです。

アイルランド

本スキーム下では、金銭的対価が投資家に払われることはないので、本スキーム自体によりアイルランドのキャピタルゲイン税が生じることはありません。

本スキームによりアイルランドで印紙税が生じることはないはずです。

イタリア

イタリアの税法上では、本スキームにより投資証券の受益所有権の変更が生じることはないはずです。したがって本スキームによりイタリアで税金の影響が生じることはないはずです。

ルクセンブルク

ルクセンブルクの税法上では、本スキームにより投資証券の受益所有権の変更が生じることはないはずです。したがって本スキーム自体によりルクセンブルクで税金が生じることはないはずです。

オランダ

オランダの税法上では、本スキームにより投資証券の経済的所有権の変更が生じることはないはずです。したがって本スキーム自体によりオランダで税金が生じることはないはずです。

ノルウェー

本スキームにより投資家の投資証券の所有権や経済的所有権が変更されることはないはずであるため、本スキーム自体によりノルウェーで税金が生じることはないはずです。

ポルトガル

ポルトガル投資家が名義人、保管人、または他の仲介人を介して投資証券を保持する場合には、本スキームによりポルトガル投資家の投資証券保有に変更が生じることはないはずです。したがって、本スキーム自体によりポルトガルで当該投資家への課税が生じることはないはずです。

万が一、ポルトガル投資家が「メンバー登録簿」（注:現行モデルのユーロクリア英国&アイスランド（Euroclear UK & Ireland）（CREST 機関）に口座を所有するポルトガル投資家）に掲載されている場合、本スキームにより、ポルトガル投資家がポルトガル税務当局への報告を命じられる可能性のある法的所有権の譲渡が生じます。これによりポルトガル投資家が課税される可能性があります。

スペイン

スペインの税法上では、原則として本スキームにより投資証券の受益所有権の変更が生じることはないはずです。したがって本スキーム自体によりスペインで税金が生じることはないはずです。

スウェーデン

本スキームは新たな名義人関係を保有契約において導入するにすぎないので、本スキーム自体によりスウェーデンで税金が生じることはないはずです。

スイス

スイスの税法上では、本スキームによりスイス投資家の投資証券売却が生じることはないはずです。したがって本スキーム自体によりスイスで税金が生じることはないはずです。

イギリス

イギリスの税法上では、本スキームにより課税対象となる投資証券売却が生じることはないはずです。なぜなら本スキームは投資証券の受益所有権の変更につながるものではないからです。

本スキームにより印紙税、あるいは印紙保留税が生じることはないはずです。

第二部 投資証券決済方式改善案

i シェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー

と

スキーム投資証券の保有者

(以下に定義する)

の間の

2014 年制定 会社法 第一章 第九部に基づく

投資証券決済方式改善案

前文：

- A. 当社はアンブレラ型の投資会社であり、可変的な投資証券資本によって構成されており、ファンド間においては責任が分離され、アイルランドにおいて有限責任を有する会社として登録番号 452278 により設立され、ヨーロッパ共同体（移転可能な投資証券による集合投資スキーム事業（UCITS））規制 2011 に基づきアイルランド中央銀行によって認可されている。
- B. 本スキームの日付における当社の授權資本は、2 ユーロを 2 口の投資証券申し込み権に分割したもので、1 口の投資証券申し込み権当たり 1 ユーロであり、500,000,000,000 の参加投資証券からなります。2016 年 2 月 29 日現在、526,004,174 の参加投資証券が発行され全額払い込み済みとなっている。
- C. 本スキームの目的は、シティヴィックがスキーム投資証券の共通預託機関の名義人としてスキーム投資証券を保有し、国際証券集中保管機関のためにスキーム投資証券を保有することに合意することと引き換えに、スキーム投資証券の法的所有権（実質的な所有権ではない）をシティヴィックに移転することを定めることにある。
- D. シティヴィックと共通預託機関は弁護士とともに当社による当スキームの認可申請の審理に出席することおよび審理に当スキームを提出することに同意している。シティヴィックと共通預託機関はそれぞれ、当スキームに効力を生じさせることを目的のため、シティヴィックや共通預託機関が作成または実行するのに必要または望ましいすべての文書、行為、事項により拘束されること、およびそれらを作成もしくは実行しまたは他人をして作成もしくは実行させることを高等法院の高等法院審理に対して約束することに合意した。

本スキーム

1. 定義

本スキームでは、主題や文脈と矛盾しない限りにおいては、下記の表現は次の意味を有するものとする：

“会社法”、アイルランド 2014 年会社法

“取締役会”、適宜の当社における取締役会

“営業日”、アイルランドの銀行が通常の銀行営業を行っている日（土日またはアイルランドの公休日を除く）

“案内”、投資主に送付された 2016 年 2 月 8 日付けの書類であり、本スキームの一部をなすもの

“シティヴィック”、シティヴィック・ノミニーズ・リミテッド (Citivic Nominees Limited) は非公開である有限投資証券会社でありイングランドとウェールズの法律によって設立されており (登録番号は 01807082)、登録事務所を Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom に有する

“共通預託機関”、シティバンク・ヨーロッパ・パブリック・リミテッド・カンパニー

“当社”、iシェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニーは、アンブレラ型の投資会社で可変的な投資主資本によって構成され、アイルランドにおいて登録番号 452278 によって設立されている。

“発効日”、本スキームが高等法院によるスキーム順にスキームが当社とスキーム投資証券の保有者との間に法的拘束力が生じ有効になる日時

“除外投資証券”、(i) iShares Emerging Europe Local Government Bond UCITS ETF、iShares Emerging Latin America Local Govt Bond UCITS ETF、iShares Euro Corporate Bond BB-B UCITS ETF、iShares Global Aggregate Bond UCITS ETF、iShares MSCI Frontier Markets 100 UCITS ETF、iShares MSCI Saudi Arabia Capped IMI UCITS ETF、iShares MSCI Target Europe ex-UK Real Estate UCITS ETF、および iShares Short Duration EM Local Government Bond UCITS ETF、ならびに(ii)販売から ICSD モデルを用いるその他のあらゆるファンド、における一部またはすべての参加投資証券 (いずれの場合も、案内の日以前、当日または本案内の日以降のいずれにおいて発行されているかを問わない)

“臨時投資主総会”または“EGM”、本スキームに関して当社が招集する臨時投資主総会のことであり、スキーム会議と同日に行う予定である (そして延会もこれに準じる)。

“委任状書式”、文脈において必要とされる、スキーム・ミーティングおよび EGM のための委任状書式

“高等法院”、アイルランドの高等法院

“保有者”、参加投資証券に関し、メンバー登録簿に氏名が登録されている配当付き投資証券の保有者、または共同保有者 (移転により取得した者を含むものとする)。

“国際証券集中保管機関”、ユーロクリア銀行 S.A./N.V.および/またはクリアストリームバンキング S.A. (ルクセンブルク)

“アイルランド標準時間”、アイルランドの標準時間、標準時間法 (修正) 1971 とサマータイム法 1925 によって規定されている。

“共同保有者”、参加投資証券の共同保有者としてメンバー登録簿に登録されたメンバー

“メンバー”、効力のある日付において当社の一員としてメンバー登録簿に登録されたメンバー

“参加投資証券”、当社の資本における無額面の参加型の投資証券

“メンバー登録簿”、アイルランドにおける 2014 年の会社法に基づいて当社にて保管されている名簿

“会社登記官”、アイルランドにおける会社登記官

“制限法域”、案内またはこれに関連する委任状書式の全部または一部の開示、公表または配布が違法となる法域

“制限された海外投資主”、制限法域に所在しているか、または制限法域の居住者である投資主（個人、パートナーシップ、法人格をもたない団体、有限責任会社、信託、受託者、執行人、管理人またはその他法的代理人を含む。）、もしくは制限法域に所在しているか、または制限法域の居住者であると当社が考える全ての投資主

“スキーム”または“投資証券決済方式改善案”、会社法規則第一章から第九章までに基づき提案された投資証券決済方式改善案で、高等法院が承認または義務づけ、当社とシティヴィックが同意する修正、加筆、条件を伴いまたはこれらに服するもの

“スキーム・ミーティング”、スキームが（修正を伴いまたは修正を伴わずに）合意されることを提案する議案を、審理し決議するために、会社法第 450 条に従って取締役会の決議により招集されるスキーム投資主の総会（およびそのすべての延会）

“スキーム命令”、単独または複数の高等法院による命令で、会社法第 453 条の(2)(c)に基づいて本スキームに承認を与えるもの

“スキーム投資主”、スキーム投資証券の保有者

“スキーム投資証券”とは、以下を意味するものとする。

- (i) 案内が発せられた日付において発行済みの参加投資証券
- (ii) 案内の発行日後、投票記録時間より前に発行された参加投資証券、および
- (iii) 投票記録時間以後、発効日より前に発行された参加投資証券。

ただし、除外投資証券を除く。

“投資主”、参加投資証券の保有者

“投票記録時間”、2016 年 3 月 22 日午前 7 時（アイルランド標準時間）、またはスキーム・ミーティングが延期された場合は、延期されたスキーム・ミーティングの前日の午前 7 時とする。（アイルランド標準時間）

2. スキーム投資証券の譲渡

自動的に、さらにそれ以上の行為または書面を必要とすることなく、発効日においてメンバー登録簿に登録されている各所有者のスキーム投資証券の法的所有権（実質的な所有権ではない）は、発効日において、いかなる担保権、持分、質権、制限およびその他の権利にも服することなく、本スキームの日付時点での、あるいはそれ以降に付随するすべての権利（議決権、ならびに宣言され、支払われ、または行われたあらゆる分配金およびその他の分配を受領し保有する権利を含む。）とともに、シティヴィックに対して譲渡されるものとする。

3. スキーム投資証券の譲渡の対価

2 条に従いスキーム投資証券を譲渡することと引き換えに、当社は、スキーム投資証券のシティヴィックへの譲渡を登録するものとし、シティヴィックは、国際証券集中保管機関のために共通保管機関の名義人としてスキーム投資証券を保有するものとする。

4. 海外投資主

4.1 2 条および 3 条の規定は、法律による禁止または条件に従う。

4.2 4.1 条の規定にかかわらず、当社は、制限された海外投資主への案内または委任状書式の開示、公表または配布が、関連する制限法域における法令に抵触しないか、または当社が遵守することが不可能であるかもしくは遵守することが過度に負担であると当社がみなす、いかなる政府もしくはその他の同意、登録、届出その他の手続の遵守をも要しないと、当社が

(もっぱら自らの裁量で) 判断する制限された海外投資主に対して、案内または委任状書式を開示、公表または配布することを、許可する権利を有するものとする。

5. 発効日

5.1 以下を条件として、本スキームは発効日に効力を発するものとする。

5.1.1 発効日以前に、会社法第 454 条に従い、登録のために会社登記官にスキーム規定の写しが送付されていること。

5.1.2 当投資法人およびシティヴィックが、発効日より前に、スキームを進めないことについて、(必要な場合には) 高等法院の同意を得て、合意をしていないこと。かかる合意がなされた場合、本スキームに関して裁判所に提出されたすべての約束は直ちに失効したとみなされるものとする。

6. 変更

当社およびシティヴィックは、本スキームのあらゆる変更あるいは追加に対して、または高等法院が承認もしくは課する可能性のあるあらゆる条件に対して、関係者すべてのために、共同して同意をすることができる。

7. 費用

本スキームの準備、承認、実行の費用を含む、当投資法人が直接負担するスキームの費用は、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited) によって負担される。

8. 準拠法

本スキームは、アイルランド共和国の法律に準拠し、それに従うものと解釈されます。当投資法人およびスキーム投資主は、これに関して発生する可能性のあるあらゆる訴訟、提訴、訴訟手続きを審問し、決定する、あるいは、あらゆる紛争を調停する独占的裁判権を高等法院が有することに、これによって同意するものとする。

2016年2月8日

第3部 投資証券決済方式改善案の条件

スキームは以下を条件とします：

- (i) スキーム・ミーティング（あるいは延期された総会）に（本人あるいは代理人が）出席し、投票を行う、スキーム投資主の $3/4$ （75%）の代表による数ベース、あるいはそうした保有者が有するスキーム投資証券の金額ベースによるスキームの承認。
- (ii) スキームの承認、実行が要請され、臨時投資主総会召集の通知に提示された議案は、臨時投資主総会（あるいは延期された総会）において必要多数によって正式に可決されます。
- (iii) （変更の有無にかかわらず）高等法院によるスキームの認可は会社法第 453 条(2)(c)に従います。
- (iv) 発効日以前に、会社法第 454 条に従い、登録のために企業の投資証券登録機関に送付されたスキーム規定の写し
- (v) 高等法院審理に先立ち、スキームの放棄、棄却およびまたは中止の決定を取締役は行いません。

第4部 – スキーム・ミーティングの通知

スキーム投資証券（スキームの定義については、以下を参照）投資主のスキーム・ミーティングを、以下の議案を検討し投票を行うために、2016年3月23日の午前10時40分（アイルランド標準時）より、ブラックロックの事務所（アイルランド共和国、ダブリン4、ボールズブリッジ、ボールズブリッジ公園2、1階（Floor 1, 2 Ballsbridge Park, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland）にて開催致しますことを、通知申し上げます。

「(2016年2月8日に本投資法人の投資主に送られた案内で定義され、本総会のために文書版が作られ、確認を目的として議長によって署名されている) このスキームは、その原型のままであるか、あるいは高等法院によって承認された、または実施された変更、追加、条件に同意してそれらを伴う、またはそれらに従います。」

上述スキームの写しならびに、2014年法人法第452項に準じる提出が必要とされるスキーム案内の写しは、本通知がその一部となっている本書に組み込まれます。

可決には、スキーム投資主の3/4（75%）の代表による数ベース、本人あるいは代理人による投票を行う、あるいはそのような保有者が有するスキーム投資証券の金額ベースによる承認を議案は必要とします。

本通知内で大文字が使われているが不定義の用語は、本通知がその一部である文書内で、これらの用語に与えられている意味をもつこととなります。

上述スキームは、その後の高等法院の認可に従うこととなります。

取締役会の指示により

チャータード・コーポレート・サービスズ
秘書役

日付 2016年2月8日付

注:

1. スキーム・ミーティングが必要とする定足数は、議題への投票資格を有する企業の、本人または代理人が出席するスキーム投資主2名です。スキーム・ミーティングの予定開始時刻から30分経過後に定足数が出席していない場合、あるいはスキーム・ミーティングの間でも定足数が欠けた場合、スキーム・ミーティングは翌週の同じ曜日、同じ時刻と場所に延期されるか、あるいは取締役が決定する日付、時刻、場所に延期されます。延期されたスキーム・ミーティングにおいて、総会を開催する予定開始時刻から30分経過後に定足数が出席していない場合、総会に出席している1名もしくは複数のメンバーを定足数とします。
2. 2016年3月22日午前7時（アイルランド標準時）の投票記録時に、スキーム・ミーティングが延期された場合は、延期されたスキーム・ミーティングの前日午前7時（アイルランド標準時）までに、メンバー登録簿に登録されているスキーム投資主のみが、スキーム・ミーティング、あるいはその延期された総会に出席、発言、質問、投票する資格を有することとなります。スキーム・ミーティングで貴殿が投票する資格のあるスキーム投資証券の数および金額は、投票記録時の時点でメンバー登録簿を参照して決定されます。さらに、スキーム・ミーティングでの投票の目的で、各スキーム投資証券に帰属せしめられるべき金額は、投票記録時の時点でのスキーム投資証券の純資産価値となります。その時間を過ぎてのメンバー登録簿の変更は、スキーム・ミーティングへの出席およびまたは投票する人物の権利を決定する上で無効となります。

3. スキーム投資主である限りにおいて、スキーム・ミーティング（およびその延期された総会）に出席および投票する資格があることにご留意ください。本投資法人に対して、ブローカー/ディーラー/その他の仲介業者を通して投資された場合は、かかる業者にご連絡頂き、議決権についてご確認ください。投資主は、1名または複数の代理人を任命し、代わりに出席、発言、投票させることができます。代理人は本投資法人のメンバーである必要はありません。
4. スキーム・ミーティング（およびその延期された総会）に出席できないスキーム投資主のために代理投票用紙が同封されています。発効させるには、本投資法人秘書役であるチャータード・コーポレート・サービスズ（Chartered Corporate Services）（登記上の事務所の所在地：アイルランド共和国、ダブリン 14、ダンドラム、エグリントン・テラス、テイニー・ホール（Taney Hall, Eglinton Terrace, Dundrum, Dublin 14, Ireland、あるいは登記上の事務所の所在地、JPMorgan House, International Financial Services Centre, Dublin 1））が、署名済みの代理投票用紙および委任状の原本を、総会の開始予定時刻の 24 時間前までに受領する必要があります。あるいは写しがファクスで +353 (0)1 216 9866 宛てに、または blackrock@corporateservices.ie まで E メールで送達されなくてはなりません。いずれの場合も、スキーム・ミーティング（あるいは延期された総会）の開始予定時刻の 24 時間前、あるいは、スキーム・ミーティングまたは延期されたスキーム・ミーティングと同日に投票が行われない場合は、投票開始予定時刻の 24 時間前までに必着となります。代理投票用紙が定められた時間までに届かない場合、代理投票用紙は無効となり、そのため貴殿の代理人が代理を務める資格は認められません。
5. スキーム・ミーティングでは、議案は総会で投票にかけられ、投票によって決定されます。投票では本人または代理人によってすべてのスキーム投資主が、所有するスキーム投資証券につき 1 票を有します。

第5部 – 臨時投資主総会の通知

以下の議案を取り扱うために、iシェアーズⅢパブリック・リミテッド・カンパニー（以下「本投資法人」）の臨時投資主総会を、2016年3月23日の午前10時50分（アイルランド標準時）より（または（本代理投票用紙がその一部となっている本書内で定義されている）スキーム・ミーティングが終了または延期され次第）、ブラックロックの事務所（アイルランド共和国、ダブリン 4、ボールズブリッジ、ボールズブリッジ公園 2、1階（Floor 1, 2 Ballsbridge Park, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland））にて開催致しますことを、通知申し上げます。

普通議案

1. 以下の議案を本投資法人の通常議案として検討し、適切であれば通過させます。

「（案内において定義される）スキーム・ミーティングにおける（2016年2月8日付けで当社の投資主宛てに発行される案内（「案内」）において定義される）スキームの必要多数の承認に従い、当初の形式の、または高等法院が承認または課すあらゆる変更、追加または条件に従って、（その印刷版が本総会用に且つ総会の議長が署名する認証の目的のために作成される）スキームが承認され、当社の取締役が、スキーム発効にあたって必要または適切と考えるすべてのかかる行動を実施する権限が付与されること。」

特別議案

2. 以下の議案を本投資法人の特別議案として検討し、適切であれば通過させます。

「当社の新しい会社定款が、既存の会社定款に代わり、議長によってイニシャルが付され総会に提出されるとおりに採用され、総会の終了後から効力を生じること。」

本通知内で大文字が使われているが不定義の用語は、本通知がその一部である文書内で、これらの用語に与えられている意味をもつこととなります。

取締役会の指示により

チャータード・コーポレート・サービスズ
秘書役

2016年2月8日付

注:

1. 臨時投資主総会が必要とする定足数は、議題への投票資格を有する企業の、本人または代理人が出席する投資主2名です。臨時投資主総会の予定開始時刻から30分経過後に定足数が出席していない場合、あるいは総会の間でも定足数が欠けた場合、総会は翌週の同じ曜日、同じ時刻と場所に延期されるか、あるいは取締役が決定する日付、時刻、場所に延期されます。延期された臨時投資主総会において、総会を開催する予定開始時刻から30分経過後に定足数が出席していない場合、総会に出席している1名もしくは複数のメンバーを定足数とします。
2. 2016年3月22日午前7時（アイルランド標準時）の投票記録時に、臨時投資主総会が延期された場合は、延期された臨時投資主総会の前日午前7時（アイルランド標準時）までに、メンバー登録簿に登録されている当投資法人の投資主のみが、臨時投資主総会、あるいはその延期された総会に出席、発言、質問、投票する資格を有することとなります。臨時投資主総会で貴殿が投票する資格のある投資証券の数は、投票記録時の時点でメンバー登録簿を参照して決定されます。その時間を過ぎてのメンバー登録簿の変更は、スキーム・ミーティングへの出席およびまたは投票する人物の権利を決定する上で無効となります。

3. 登録済み投資主である限りにおいて、臨時投資主総会（およびその延期された総会）に出席および投票する資格があることにご留意ください。本投資法人に対して、ブローカー/ディーラー/その他の仲介業者を通して投資された場合は、かかる業者にご連絡頂き、議決権についてご確認ください。投資主は、1名または複数の代理人を任命し、代わりに出席、発言、投票させることができます。代理人は本投資法人のメンバーである必要はありません。
4. 臨時投資主総会（およびその延期された総会）に出席できない投資主のために代理投票用紙が同封されています。発効させるには、本投資法人秘書役であるチャータード・コーポレート・サービスズ（Chartered Corporate Services）（登記上の事務所の所在地：アイルランド共和国、ダブリン 14、ダンドラム、エグリントン・テラス、テイニー・ホール（Taney Hall, Eglinton Terrace, Dundrum, Dublin 14, Ireland、あるいは登記上の事務所の所在地、JPMorgan House, International Financial Services Centre, Dublin 1））が、署名済みの代理投票用紙および委任状の原本を、総会の開始予定時刻の 24 時間前までに受領する必要があります。あるいは写しがファクスで +353 (0)1 216 9866 宛てに、または blackrock@corporateservices.ie まで E メールで送達されなくてはなりません。いずれの場合も、臨時投資主総会（あるいは延期された総会）の開始予定時刻の 24 時間前、あるいは、臨時投資主総会または延期された臨時投資主総会と同日に投票が行われない場合は、投票開始予定時刻の 24 時間前までに必着となります。代理投票用紙が定められた時間までに届かない場合、代理投票用紙は無効となり、そのため貴殿の代理人が代理を務める資格は認められません。
5. 臨時投資主総会では、議案は総会で投票にかけられ、挙手によって決定されます。ただし、挙手の前に、あるいはその結果の宣言で、投票が正式に要求された場合はその限りではありません。投票が要求されなければ、議案が可決された、あるいは全会一致あるいは賛成多数で可決された、あるいは否決された、反対多数で否決されたとする議長宣言、およびそれについての臨時投資主総会の議事録への記入は、数の証明あるいはそのような議案への賛成、反対の記録された票の割合を伴うことなく、事実の確証となります。投票が行われる前に、議長の同意を得た上でのみ、投票の要求は取り下げられる可能性があります。また、取り下げられた要求は、要求が行われる前に挙手で宣言された結果を無効とすることはありません。投票では本人または代理人によってすべての当投資法人の投資主が、所有する投資証券につき 1 票を有します。

iシェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー

スキーム・ミーティングの代理投票用紙

*私/当社 _____

住所 _____

は、本書をもって上記の本投資法人のスキーム投資主として

_____ を、または不在の場合はスキーム・ミーティングの議長を、または不在の場合は本投資法人の取締役の 1 人を、または不在の場合は、本投資法人秘書役であるチャータード・コーポレート・サービスズ (Chartered Corporate Services) (所在地: アイルランド共和国、ダブリン 14、ダンドラム、エグリントン・テラス、テイニー・ホール (Taney Hall, Eglinton Terrace, Dundrum, Dublin 14, Ireland) の 1 人、または本投資法人の管理会社であるブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited) (所在地: J.P. Morgan House, IFSC, Dublin 1, Ireland) の 1 人を、代理人として指名し、2016 年 3 月 23 日午前 10 時 40 分にブラックロックの事務所 (Floor 1, 2 Ballsbridge Park, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland) にて開催される本投資法人のスキーム・ミーティングの場で、またはそれが延期された総会の場で、私/当社のために投票を行っていただきます。

議案に賛成およびまたは反対を投じることを望むファンド毎に貴殿のスキーム投資証券の数、およびそれに関して投票の棄権を望むファンド毎に (もしあれば) 貴殿のスキーム投資証券の数を、以下の表に記入してください。特定のファンドに対して、スキーム証券のすべてを、議案への「賛成」または「反対」に投じたい場合、あるいは特定のファンドに対して貴殿のスキーム証券のすべてを棄権させたい場合は、以下の表内のファンドに該当する欄に「x」で印を付けてください。投票に関して具体的な指示が与えられなければ、代理人が自身の裁量で投票または棄権を行います。

本代理投票用紙内で大文字が使われているが不定義の用語は、本代理投票用紙付属の 2016 年 2 月 8 日付けの文書内で、これらの用語に与えられている意味をもつこととなります。

議案		投資証券決済方式改善案の承認		
ファンド		議案に「賛成」票を投じるスキーム投資証券の数	議案に「反対」票を投じるスキーム投資証券の数	「棄権」するスキーム投資証券の数
1.	iShares £ Corporate Bond ex-Financials UCITS ETF (ISIN:IE00B4L60H17)			
2.	iShares Core Euro Corporate Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B3F81R35)			
3.	iShares Core Euro Government Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B4WXJJ64 / DE000A0YBRZ7)			
4.	iShares Core MSCI Japan IMI UCITS ETF (ISIN:IE00B4L5YX21 / DE000A0YBR53)			
5.	iShares Core MSCI World UCITS ETF (ISIN:IE00B4L5Y983)			

議案		投資証券決済方式改善案の承認		
ファンド		議案に 「賛成」票 を投じるス キーム投資 証券の数	議案に 「反対」票 を投じる スキーム投 資証券の数	「棄権」する スキーム投資 証券の数
6.	iShares Emerging Asia Local Government Bond UCITS ETF (ISIN: IE00B6QGFW01/ DE000A1J0ZB9)			
7.	iShares Emerging Markets Local Government Bond UCITS ETF (ISIN: IE00B5M4WH52/ DE000A1JB4Q0)			
8.	iShares Euro Aggregate Bond UCITS ETF (ISIN: IE00B3DKXQ41/ DE000A0RM447)			
9.	iShares Euro Corporate Bond 1-5yr UCITS ETF (ISIN: IE00B4L60045/ DE000A0YEEZ9)			
10.	iShares Euro Corporate Bond BBB-BB UCITS ETF (ISIN: IE00BSKRK281/ DE000A12HUB1)			
11.	iShares Euro Corporate Bond ex-Financials 1-5yr UCITS ETF (ISIN: IE00B4L5ZY03/ DE000A0YEEY2)			
12.	iShares Euro Corporate Bond ex-Financials UCITS ETF (ISIN: IE00B4L5ZG21/ DE000A0YEEY4)			
13.	iShares Euro Covered Bond UCITS ETF (ISIN: IE00B3B8Q275/ DE000A0RFEE5)			
14.	iShares Euro Government Bond 0-1yr UCITS ETF (ISIN: IE00B3FH7618/ DE000A0RM462)			
15.	iShares Euro Government Bond 10-15yr UCITS ETF (ISIN: IE00B4WXJH41/ DE000A0YBRX2)			
16.	iShares Euro Government Bond 5-7yr UCITS ETF (ISIN: IE00B4WXJG34/ DE000A0YBRY0)			
17.	iShares Global Government Bond UCITS ETF (ISIN: IE00B3F81K65/ DE000A0RM439)			
18.	iShares Global Inflation Linked Government Bond UCITS ETF (ISIN: IE00B3B8PX14/ DE000A0RFED7)			
19.	iShares MSCI Australia UCITS ETF (ISIN: IE00B5377D42)			

議案		投資証券決済方式改善案の承認		
ファンド		議案に 「賛成」票 を投じるス キーム投資 証券の数	議案に 「反対」票 を投じる スキーム投 資証券の数	「棄権」する スキーム投資 証券の数
20.	iShares MSCI Emerging Markets Small Cap UCITS ETF (ISIN:IE00B3F81G20/ DE000A0YBR04)			
21.	iShares MSCI Emerging Markets UCITS ETF (Acc) (ISIN:IE00B4L5YC18/ DE000A0YBR46)			
22.	iShares MSCI Europe UCITS ETF (Acc) (ISIN:IE00B4K48X80)			
23.	iShares MSCI GCC ex-Saudi Arabia UCITS ETF (ISIN:IE00B3F81623/ DE000A0RM470)			
24.	iShares MSCI Japan Small Cap UCITS ETF (Dist) (ISIN:IE00B2QWDY88)			
25.	iShares MSCI Pacific ex-Japan UCITS ETF (Dist) (ISIN:IE00B4WXJD03/ DE000A0YBR12)			
26.	iShares MSCI South Africa UCITS ETF (ISIN:IE00B52XQP83)			
27.	iShares MSCI Target UK Real Estate UCITS ETF (ISIN:IE00BRHZ0398/ DE000A14PKP1)			
28.	iShares MSCI Target US Real Estate UCITS ETF (ISIN:IE00BRHZ0620/ DE000A12HP18)			
29.	iShares S&P Small Cap 600 UCITS ETF (ISIN:IE00B2QWCY14/ DE000A0RFEB1)			
30.	iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF (ISIN:IE00B4WXJK79)			

2016年 __月 __日

署名/以下の代理として署名します

貴殿の氏名、あるいはこの用紙の記入について貴殿が代表する会社の社名、および住所を以下に記入してください。

_____ (活字体の氏名)

*必要に応じて削除してください。

注:

- (a) スキーム投資主の方は、氏名と登録済みの住所を活字体でご記入ください。共有名義口座の場合は、口座所有者全員の氏名を記載してください。
- (b) スキーム・ミーティングの議長、本投資法人の取締役、または本投資法人秘書役としてのチャータード・コーポレート・サービスズ (Chartered Corporate Services) の1人、または管理会社としてのブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited) の1人以外の代理人を指名されたい場合は、空欄にその方の名前と住所をご記入ください。
- (c) 代理投票用紙は：
 - (i) 個人スキーム投資主の場合は、当該スキーム投資主自身もしくはその代理人が署名しなければなりません。
 - (ii) 法人スキーム投資主の場合は、社印を押印するか、または代理人もしくは法人スキーム投資主の正式に委任された役員が署名しなければなりません。
- (d) 共有名義口座の場合、出席または代理投票により投票を行う上位者の投票が、他の共有名義人の投票を排除した上で受け付けられます。この場合の上位者とは、共有名義に関するメンバー登録簿上の名前の順序によって判断されます。
- (e) 法人スキーム投資主の場合は、スキーム・ミーティングに出席する代表者に相応しい人に委任していただき、その委任を受けた人が、個人スキーム投資主であるかの如くに投票する資格をもつこととなります。
- (f) 発効させるには、本投資法人秘書役であるチャータード・コーポレート・サービスズ (Chartered Corporate Services) (登記上の事務所の所在地: アイルランド共和国、ダブリン 14、ダンドラム、エグリントン・テラス、テイニー・ホール (Taney Hall, Eglinton Terrace, Dundrum, Dublin 14, Ireland、あるいは登記上の事務所の所在地、JPMorgan House, International Financial Services Centre, Dublin 1)) が、署名済みの代理投票用紙および委任状の原本を、総会の開始予定時刻の 24 時間前までに受領する必要があります。あるいは、写しがファクスで+353 (0)1 216 9866 宛てに、または blackrock@corporateservices.ie まで E メールで送達されなくてはなりません。いずれの場合も、スキーム・ミーティング (あるいは延期された総会) の開始予定時刻の 24 時間前、あるいは、スキーム・ミーティングまたは延期されたスキーム・ミーティングと同日に投票が行われない場合は、投票開始予定時刻の 24 時間前までに必着となります。代理投票用紙が定められた時間までに届かない場合、代理投票用紙は無効となり、そのため貴殿の代理人が代理を務める資格は認められません。
- (g) 代理人は本投資法人の社員である必要はありませんが、貴殿の代理をするためには、スキーム・ミーティングまたは延期されたスキーム・ミーティングに出席しなければなりません。

i シェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー

臨時投資主総会の代理投票用紙

*私/当社 _____

住所 _____

は、本書をもって上記の本投資法人の投資主として

_____ を、または不在の場合は臨時投資主総会の議長を、または不在の場合は本投資法人の取締役の 1 人を、または不在の場合は、本投資法人秘書役であるチャータード・コーポレート・サービス (Chartered Corporate Services) (所在地: アイルランド共和国、ダブリン 14、ダンドラム、エグリントン・テラス、テイニー・ホール (Taney Hall, Eglinton Terrace, Dundrum, Dublin 14, Ireland) の 1 人、または本投資法人の管理会社であるブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited) (所在地: J.P. Morgan House, IFSC, Dublin 1, Ireland) の 1 人を、代理人として指名し、2016 年 3 月 23 日午前 10 時 50 分 (または (本代理投票用紙がその一部となっている本書内で定義されている) スキーム・ミーティングが終了または延期され次第) に、ブラックロックの事務所 (Floor 1, 2 Ballsbridge Park, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland) にて開催される本投資法人の臨時投資主総会の場、私/当社のために投票を行っていただきます。

議案に賛成およびまたは反対を投じることを望むファンド毎に貴殿の投資証券の数、およびそれに関して投票の棄権を望むファンド毎に (もしあれば) 貴殿の投資証券の数を、以下の表に記入してください。特定のファンドに対して、証券のすべてを、議案への「賛成」または「反対」に投じたい場合、あるいは特定のファンドに対して貴殿の証券のすべてを棄権させたい場合は、以下の表内に「x」で印を付けてください。投票に関して具体的な指示が与えられなければ、代理人が自身の裁量で投票または棄権を行います。

本代理投票用紙内で大文字が使われているが不定義の用語は、本代理投票用紙付属の 2016 年 2 月 8 日付けの文書内で、これらの用語に与えられている意味をもつこととなります。

議案	賛成	反対	棄権
1. 投資証券決済方式改善案の承認。			
2. 当社の新しい会社定款が、既存の会社定款に代わり、議長によってイニシャルが付され総会に提出されるとおりに採用されること。			

2016 年 __月 __日

署名/以下の代理として署名します

貴殿の氏名、あるいはこの用紙の記入について貴殿が代表する会社の社名、および住所を以下に記入してください。

_____ (活字体の氏名)

_____ (活字体の住所)

*必要に応じて削除してください。

注:

- (a) 投資主の方は、全氏名と登録済みの住所を活字体でご記入ください。共有名義口座の場合は、口座所有者全員の氏名を記載してください。
- (b) 臨時投資主総会の議長、本投資法人の取締役、または本投資法人秘書役のチャータード・コーポレート・サービスズ (Chartered Corporate Services) の 1 人、または管理会社としてのブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited) の 1 人以外の代理人を指名されたい場合は、空欄にその方の名前と住所をご記入ください。
- (c) 代理投票用紙は：
 - (i) 個人投資主の場合は、当該投資主自身もしくはその代理が署名しなければなりません。
 - (ii) 法人投資主の場合は、社印を押印するか、または代理人もしくは法人投資主の正式に委任された役員が署名しなければなりません。
- (d) 共有名義口座の場合、出席または代理投票により投票を行う上位者の投票が、他の共有名義人の投票を排除した上で受け付けられます。この場合の上位者とは、共有名義に関するメンバー登録簿上の名前の順序によって判断されます。
- (e) 法人投資主の場合は、臨時投資主総会に出席する代表者に相応しい人に委任していただき、その委任を受けた人が、個人投資主であるかの如くに投票する資格をもつこととなります。
- (f) 発効させるには、本投資法人秘書役であるチャータード・コーポレート・サービスズ (Chartered Corporate Services) (アイルランド共和国、ダブリン 14、ダンドラム、エグリントン・テラス、テイニー・ホール (Taney Hall, Eglinton Terrace, Dundrum, Dublin 14, Ireland)、あるいは登記上の事務所の所在地、JPMorgan House, International Financial Services Centre, Dublin 1) が、署名済みの代理投票用紙および委任状の原本を、総会の開始予定時刻の 24 時間前までに受領する必要があります。あるいは、写しがファクスで+353 (0)1 216 9866宛てに、または blackrock@corporateservices.ie まで E メールで送達されなくてはなりません。いずれの場合も、臨時投資主総会 (あるいは延期された総会) の開始予定時刻の 24 時間前、あるいは、臨時投資主総会または延期された臨時投資主総会と同日に投票が行われない場合は、投票開始予定時刻の 24 時間前までに必着となります。代理投票用紙が定められた時間までに届かない場合、代理投票用紙は無効となり、そのため貴殿の代理人が代理を務める資格は認められません。
- (g) 代理人は本投資法人の社員である必要はありませんが、貴殿の代理をするためには、臨時投資主総会または延期された臨時投資主総会に出席しなければなりません。
- (h) 臨時投資主総会では上記企業の全投資主が投票を行い、それには以下のスキーム投資および投資主が含まれます。iShares Emerging Europe Local Government Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B6TQLL84)、iShares Emerging Latin America Local Govt Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B6SQKV27)、iShares Euro Corporate Bond BB-B UCITS ETF (ISIN:IE00BYTSJG15)、iShares Global Aggregate Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B3F81409)、iShares MSCI Frontier Markets 100 UCITS ETF (ISIN:IE00BYR0158)、iShares MSCI Saudi Arabia Capped IMI UCITS ETF (ISIN:IE00BYR0489)、iShares MSCI Target Europe ex-UK Real Estate UCITS ETF (ISIN:IE00BYM6C411)、および iShares Short Duration EM Local Government Bond UCITS ETF (ISIN:IE00BCRY5W53)
- (i) iShares Emerging Europe Local Government Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B6TQLL84)、iShares Emerging Latin America Local Govt Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B6SQKV27)、iShares Euro Corporate Bond BB-B UCITS ETF (ISIN:IE00BYTSJG15)、iShares Global Aggregate Bond UCITS ETF (ISIN:IE00B3F81409)、iShares MSCI Frontier Markets 100 UCITS ETF (ISIN:IE00BYR0158)、iShares MSCI Saudi Arabia Capped IMI UCITS ETF (ISIN:IE00BYR0489)、iShares MSCI Target Europe ex-UK Real Estate UCITS ETF (ISIN:IE00BYM6C411)、および iShares Short Duration EM Local Government Bond UCITS ETF (ISIN:IE00BCRY5W53)はすでに、あるいは関連する場合は、国際証券集中保管機関 (ISCD) モデルの移譲の使用を開始し、シティヴィック・ノミニーズ・リミテッドがこれらのファンドの唯一の登録投資主となります。これらのファンドへの投資主は、当投資法人秘書役に代理投票用紙を提出するのではなく、関連 ICSD または ICSD (地方

証券集中保管機関など) への関連する参加者を通じて、投票の指示を提出しなくてはなりません。